（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達方法）

第二十五条　法第八条第一項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　特定第一種水産動植物等取扱事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　第二十二条第一項第二号に掲げる方法

三　第二十二条第一項第三号に掲げる方法

2　前項第一号及び第二号に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　法第八条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物等の名称の伝達は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

4　法第八条第一項に規定する重量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

5　法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の法第八条第一項に規定する重量の伝達は、特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する伝達事項）

第二十六条　法第八条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等以外の特定第一種第二号水産動植物等にあっては、陸揚げ日

二　養殖された特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等（この号及び第三十二条第一項第一号ロにおいて「養殖された特定第一種第二号水産動植物等」という。）にあっては、次に掲げる事項

イ　養殖の事業を営む者の氏名（法人にあっては、その名称）

ロ　養殖された特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）が養殖された養殖場が属する地域の一般的な名称

ハ　当該養殖場から出荷された日

（新設）

（新設）